

令和2年3月24日	
担当課	職員課
所属長	竹原 努
電話	06-4950-5660

## 不適切な事務処理に関する職員の処分について

### 1 被処分者及び処分内容

教育委員会事務局係長

減給3月（10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）

### 2 処分年月日

令和2年3月24日（火）

### 3 処分の概要

教育委員会事務局係長は、農園整備の工事において、設計依頼を行った受託課に許可なく設計変更をし、設計変更の手続きを行う必要があるにもかかわらず、設計変更の手続きを行うことなく事務処理を進め、当初設計金額のまま支払処理を行おうとした。また、支払決裁に必要な工事監督欄印についても、資産統括局職員に工事監督員のものでない同名の印鑑を使うしかないと言われたことを受け、工事監督員の名前の印鑑を自ら購入し、本人の許可なく押印した。このような、不適切な事務処理を行ったため施工業者や関係機関に多大な影響を与えることとなった。

よって、担当係長に対しては、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき懲戒処分として減給3月（10分の1）とした。

以上